

承認第2号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次の通り専決処分する。

専決第2号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和6年4月5日発生、市道福良北阿万線における除草作業による物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和6年5月22日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和6年4月5日

2 事故発生場所

兵庫県南あわじ市北阿万筒井1605番地1地先

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市道除草作業時、草刈り機にて小石を跳ね上げたことにより通行中の相手方の車両を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	203,100円